

IS コード B 編 6 章の参照に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 U 編

改正事項

IS コード B 編 6 章の参照に関する事項

改正理由

船舶の非損傷時復原性に関する国際条約である 2008 IS コードにおいては、A 編に強制要件が、B 編に非強制の推奨事項が規定されている。同 B 編 6 章では、着氷による影響について規定しているが、甲板上に木材を積載する船舶の着氷については一般的な規定に留まっていた。そのため、IMO は、甲板上に木材を積載する船舶における着氷による重量増について検討を行い、2015 年 6 月に開催された IMO 第 95 回海上安全委員会(MSC95)において、2008 IS コード B 編 6 章の改正を決議 MSC.398(95)として採択した。

鋼船規則検査要領 U 編においては、着氷について 2008 IS コード B 編 6 章を参照するよう規定しているが、今般の改正を受け、決議 MSC.398(95)を含めた今後の 2008 IS コードの改正についても現行の 2008 IS コードと同様に参照するよう、関連規定を改めた。

改正内容

着氷に関する規定に関し、今後の 2008 IS コードの改正についても参照するよう改めた。